

北上市告示甲第5号

北上市子牛導入支援補助金交付要綱を次のように定め、令和8年3月1日から施行する。

令和8年2月6日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市子牛導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この告示は、飼料価格及び子牛価格の高騰の影響を受ける肥育農家及び酪農家の畜産経営の継続に資するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内の肥育又は酪農を営む畜産経営体（法人を含む。）とする。

(補助対象子牛)

第3 補助金の額の算定の基礎となる子牛（以下「補助対象子牛」という。）は、次のいずれかに該当する子牛とする。

(1) 補助対象者が令和8年3月1日から令和9年2月28日までの期間（以下「基準期間」という。）に購入をした和牛子牛であって、市内農家において生産されたもの

(2) 補助対象者が自家保留（生産した子牛を営むため飼養することをいう。以下同じ。）をする和牛子牛であって、基準期間に10月齢を迎えたもの

(3) 補助対象者が自家保留をする乳用牛であって、基準期間に7月齢を迎えたもの

(補助金の額)

第4 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる補助対象子牛の種類及び同表中欄に定める区分に応じ同表右欄に定める額に、補助対象子牛の頭数を乗じた額とする。

| 補助対象子牛の種類 | 区分 | 補助単価 |
|-----------|------|----------|
| 和牛子牛 | 購入 | 100,000円 |
| 和牛子牛 | 自家保留 | 30,000円 |
| 乳用牛 | 自家保留 | 30,000円 |

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定め

る日までに、北上市子牛導入支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 購入をした子牛にあつては、補助対象子牛の要件に該当することが分かる書類
- (2) 自家保留をした子牛にあつては、生年月日がわかる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定等）

第6 市長は、第5の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、北上市子牛導入支援補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定通知書により申請者に通知した場合は、当該交付決定した日に申請者から補助金の請求があつたものとみなして、補助金を交付するものとする。
（補助金の取消し等）

第7 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの告示に違反したとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取消しにかかる補助金について、期限を定めて返還を求めるものとする。
（補則）

第8 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

様式第2号（第6関係）

北上市指令 第 号

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

北上市子牛導入支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市子牛導入支援補助金について、北上市子牛導入支援補助金交付要綱第6の規定により、 円を交付することに決定したので、通知します。

令和 年 月 日

北上市長

